

**鳥取県告示第401号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県史ブックレットの物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
財団法人日本科学技術振興財団
- 2 委託期間  
平成21年5月20日から平成22年3月31日まで